



年企発 1 1 2 5 第 2 号

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）が平成 28 年 6 月 3 日に公布され、これに伴い、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 310 号）及び確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 159 号）が、それぞれ平成 29 年 1 月 1 日から施行され、個人型確定拠出年金の加入可能範囲が拡大される措置等が講ぜられる。

これに伴い、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」（平成 13 年 9 月 27 日企国発第 18 号）の別紙について、別添のとおり一部を改正し、平成 29 年 1 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

（別紙1）

新			旧		
<p>承認要件等</p> <p>○ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第三条第一項第七号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、以下の内容に関する書類であること。</p> <p>① <u>厚生年金適用事業所に使用される法第3条第1項又は同条第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者（以下「第一号等厚生年金被保険者」という。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と事業主との間のこれまでの協議の経緯等</u>（略）</p> <p>②～③（略）</p> <p>○ 確定拠出年金法施行規則第六条第一項第七号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、以下の内容に関する書類であること。</p> <p>①（略）</p> <p>② 実施事業所の増加（事業所の名称のみが追加となる場合を除く）の場合、当該増加する事業所が、厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類並びに労働組合等と事業主との間のこれまでの協議の経緯等</p>			<p>承認要件等</p> <p>○ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第三条第一項第七号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、以下の内容に関する書類であること。</p> <p>① 厚生年金適用事業所に使用される<u>被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該被用者年金被保険者の過半数を代表する者と事業主との間のこれまでの協議の経緯等</u></p> <p>②～③（略）</p> <p>○ 確定拠出年金法施行規則第六条第一項第七号に規定する「承認に当たって必要な書類」とは、以下の内容に関する書類であること。</p> <p>①（略）</p> <p>② 実施事業所の増加の場合、当該増加する事業所が、厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類並びに労働組合等と事業主との間のこれまでの協議の経緯等</p>		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項	第3条第3項に掲げる事項が定められていること	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>（60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあっては、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>であった者で60歳に達した日以後引き続き当 	法第3条第3項	第3条第3項に掲げる事項が定められていること	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の申請にあたり、厚生年金適用事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>（60歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定める場合にあっては、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>であった者で60歳に達した日以後引き続き当該事

<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 事業主が運営管理業務の全部又一部を行う</p>	<p>(参考) (略)</p>	<p>該事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>（当該規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る）のうち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該事業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下、「退職金共済」という。）又は退職手当制度であって資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者を含む。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該<u>第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯等を十分確認すること。）</u></p> <p>(略)</p> <p>・ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 事業主が運営管理業務の全部又一部を行う場</p>	<p>(参考) (略)</p>	<p>業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>（当該規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る）のうち60歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該事業所において実施され、又は実施されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済（以下、「退職金共済」という。）又は退職手当制度であって資産管理機関が当該制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者を含む。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働組合がないときは当該<u>厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者と十分協議した上で、それらの同意がなされていること。（これまでの労使協議の経緯等を十分確認すること。）</u></p> <p>(略)</p> <p>・ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
--	-----------------	--	---	-----------------	--

<p>場合、その業務</p> <p>4. 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（運営管理機関が再委託する場合を含む）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務</p>	<p>事業主が運営管理業務を委託するときは、上記イとウの業務（<u>個人型年金同時加入者の個人型年金における個人別管理資産に係るものを除く。</u>）については、1の確定拠出年金運営管理機関において行うものであること。</p> <p>委託する業務については、事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等のすべてを対象とするものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・「加入者等に関する事項の記録、保存」（当該企業型年金に係るものに限る。）及び「運用方法の選定及び加入者等への提示」（当該企業型年金に係るものに限る。）は、それぞれ1の運営管理機関が行うこと。（すなわち、例えば「記録」をA運営管理機関、「保存」をB運営管理機関が行うことは認められない。運用の方法の選定と提示も同様。） 	<p>場合、その業務</p> <p>4. 事業主が運営管理業務の全部又は一部を委託した場合は（運営管理機関が再委託する場合を含む）委託先（再委託先）の名称及び住所並びにその行う業務</p>	<p>事業主が運営管理業務を委託するときは、上記イとウの業務については、1の確定拠出年金運営管理機関において行うものであること。</p> <p>委託する業務については、事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等のすべてを対象とするものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・「加入者等に関する事項の記録、保存」及び「運用方法の選定及び加入者等への提示」は、それぞれ1の運営管理機関が行うこと。（すなわち、例えば「記録」をA運営管理機関、「保存」をB運営管理機関が行うことは認められない。運用の方法の選定と提示も同様。）
<p>5.（略）</p>		<p>（略）</p>	<p>5.（略）</p>		<p>（略）</p>
<p>6. 加入者資格に関する事項（加入者となることについて一定の資格を定める場合）</p>	<p>・実施事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） 	<p>6. 加入者資格に関する事項（加入者となることについて一定の資格を定める場合）</p>	<p>・実施事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略）

<p>6の2. 加入者資格の喪失に関する事項（60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに加入者資格を喪失することを定める場合）</p> <p>7. 事業主掛金の額の算定方法に関する事項</p>	<p>ては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業型年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業主の掛金の額は、政令で定める拠出限度額を超えてはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 60歳以上の資格喪失年齢を規約に定める場合の加入対象者は、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>であった者であって、60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>（当該規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る）のうち以下の者であること。 <p>①～② (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) 	<p>6の2. 加入者資格の喪失に関する事項（60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに加入者資格を喪失することを定める場合）</p> <p>7. 事業主掛金の額の算定方法に関する事項</p>	<p>は、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金、確定給付企業型年金及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的でないこと。</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業主の掛金の額は、政令で定める拠出限度額を超えてはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 60歳以上の資格喪失年齢を規約に定める場合の加入対象者は、60歳に達した日の前日において当該事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>であった者であって、60歳に達した日以後引き続き当該事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>（当該規約に定める資格喪失年齢に達していない者に限る）のうち以下の者であること。 <p>①～② (略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略)
--	--	--	--	---	--

<p>7の2 企業型年金加入者掛金の額の決定又は</p>	<p>(拠出限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者（以下「個人型年金同時加入制限者」という。）であって、他制度加入者以外のもの</u> 五万五千円 ・ <u>個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの</u> 二万七千五百円 ・ <u>個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの</u> 三万五千円 ・ <u>個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの</u> 一万五千五百円 <p>(1) 企業型年金加入者が自ら掛金を拠出すること</p>	<p>(略)</p>	<p>7の2 企業型年金加入者掛金の額の決定又は</p>	<p>(拠出限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>厚生年金基金の加入員及び確定給付企業年金の加入者等の者</u> 二万七千五百円 ・ <u>上記以外の者</u> 五万五千円 <p>(1) 企業型年金加入者が自ら掛金を拠出する場合</p>	<p>(略)</p>
------------------------------	---	------------	------------------------------	--	------------

<p>変更の方法等に関する事項（企業型年金加入者が掛金を拠出することができる場合）</p>	<p>ができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。 (2)～(7) (略)</p>		<p>変更の方法等に関する事項（企業型年金加入者が掛金を拠出する場合）</p>	<p>には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。 (2)～(7) (略)</p>	
<p>7の3 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定めない場合であって、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定める場合はその旨</p>	<p>(1) 企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、あらかじめその旨企業型年金規約に定められていること。 (2) 企業型年金加入者が個人型年金に同時加入することができる場合には、加入者が企業型年金加入者掛金を拠出することができることを企業型年金規約に定められていないこと。</p>	<p>・個人型年金への同時加入にあたっては、企業型年金加入者自らの意思により決定できるものでなければならないこと。</p>			
<p>8. (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>8. (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>9. 給付の額及びその支給の方法に関する事項</p>	<p>(参考) (略) (1)～(5) (略)</p>	<p>・ (略) (注) (略)</p>	<p>9. 給付の額及びその支給の方法に関する事項</p>	<p>(参考) (略) (1)～(5) (略)</p>	<p>・ (略) (注) (略)</p>

	<p>(6) 老齢給付金</p> <p>①～② (略)</p> <p>③請求手続</p> <p>a 老齢給付の支給の請求</p> <p>は、次に掲げる事項を記載した請求書を以て行うこと</p> <p>イ氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号</p> <p>ロ企業型年金規約で定める事項</p> <p>b 請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他生年月日を証明する書類を添付すること。</p> <p>c 支給要件の判定にあつては、以下の手続きを経ること。</p> <p>○当該老齢給付金の支給の請求(法第33条第1項各号に掲げる者のうち、当該請求を</p>	<p>・ (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>(略)</p>		<p>(6) 老齢給付金</p> <p>①～② (略)</p>	<p>・ (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>(略)</p>
--	--	--------------------------------------	--	---------------------------------	--------------------------------------

	<p> <u>受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）</u>を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、次に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めること。 <u><当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管</u> </p>				
--	---	--	--	--	--

	<p><u>理機関等に対して></u></p> <p>・<u>施行規則第22条の2</u> <u>第3項第1号に掲げ</u> <u>る事項</u></p> <p><<u>当該請求者に係る記</u> <u>録関連業務を行う個</u> <u>人型記録関連運営管</u> <u>理機関又は連合会に</u> <u>対して></u></p> <p>・<u>施行規則第22条の2</u> <u>第3項第2号に掲げ</u> <u>る事項</u></p> <p>○<u>記録の提供を求めら</u> <u>れた当該企業型記録</u> <u>関連運営管理機関等</u> <u>以外の記録関連運営</u> <u>管理機関等又は連合</u> <u>会は、当該記録の提供</u> <u>を求める企業型記録</u> <u>関連運営管理機関等</u> <u>に対し、求められた記</u> <u>録を提供するものとす</u> <u>る。</u></p> <p><u>d上記cに係る手続きにつ</u> <u>いては、平成29年1月1</u> <u>日から12月31日までの</u></p>				
--	--	--	--	--	--

	<p>間において、以下の取扱いとすること。</p> <p>○企業型年金加入者であつた者（2以上の企業型運営管理機関等又は国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）において（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下「法」という。）第33条第1項の通算加入者等の算定の基礎となる期間を有する者であつて、同項各号に掲げるもののうち、当該老齢年金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等の有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものに限る。以下同じ。）は、老齢給</p>				
--	---	--	--	--	--

	<p>付金の請求をする企業型記録関連運営管理機関等以外の記録運営管理機関等又は連合会が発行した加入者等期間証明書を、当該企業型記録関連運営管理機関に提出するものとする。</p> <p>○加入者等期間証明には、当該老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行する場合には次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>＜当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等が発行する場合＞</p> <p>・確定拠出年金法等の一部を改正する</p>				
--	---	--	--	--	--

	<p>法律の施行に伴う 厚生労働省関係省 令の整備等及び経 過措置に関する省 令（平成28年厚 生労働省令第15 9号。以下「平成 28年改正省令」 という。）附則第4 条第2項第1号に 掲げる事項</p> <p><当該請求者に係る 記録関連業務を行う 個人型記録関連運営 管理機関又は連合会 が発行する場合></p> <p>・平成28年改正省令 附則第4条第2項 第2号に掲げる事 項</p> <p>○加入者等期間証明書 は、企業型年金加入者 であった者からの請求 に基づき発行されるこ と。</p>	<p>(略)</p>		<p>③～⑥ (略)</p>	<p>(略)</p>
--	---	------------	--	----------------	------------

	<p>(7) 給付の額の算定方法が省令(第4条)で定める基準に合致していること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額(当該企業型年金に係るものに限る。以下この規約承認事項及び(8)～(12)において同じ。)及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。</p> <p>③ 給付の額(⑤及び⑧の規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又は⑤の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものであること(請求日において、個</p>	<p>(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>		<p>(7) 給付の額の算定方法が省令(第4条)で定める基準に合致していること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。</p> <p>③ 給付の額(⑤及び⑧の規定により算定される額を除く。)は、請求日の属する月又は⑤の申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の2分の1に相当する額を超えず、かつ、20分の1に相当する額を下回らないものであること(請求日において、個</p>	<p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>
--	---	------------------------------------	--	--	-------------------------------------

	<p>人別管理資産（当該企業型年金に係るものに限る。以下この規約記載事項において同じ。）について、保険又は共済の契約であって終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。④において同じ。）。</p> <p>④～⑧（略）</p> <p>（８）～（１１）（略）</p> <p>（１２）脱退一時金（法附則第２条の２）</p> <p>①支給要件</p> <p>企業型年金加入者であった者であって、次のいずれにも該当する場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。</p> <p>a（略）</p>	<p>・（略）</p> <p>・（略）</p> <p>・（略）</p> <p>・（略）</p> <p>（略）</p> <p>・（略）</p>		<p>人別管理資産について、保険又は共済の契約であって終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによって運用の指図を行っているものに係る給付の額を除く。④において同じ。）。</p> <p>④～⑧（略）</p> <p>（８）～（１１）（略）</p> <p>（１２）脱退一時金</p> <p>①支給要件</p> <p>企業型年金加入者であった者であって、次のいずれにも該当する場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。</p> <p>a（略）</p>	<p>・（略）</p> <p>・（略）</p> <p>・（略）</p> <p>・（略）</p> <p>（略）</p> <p>・（略）</p>
--	---	--	--	--	--

	<p>b 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除して得た額が一万五千元以下であること。</p> <p>イ 脱退一時金の支給を請求した日（以下「請求日」という。）が属する月の前月の末日における<u>企業型年金の個人別管理資産の額</u></p> <p>ロ～ニ（略）</p> <p>c <u>最後に企業型年金加入者</u>資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。</p> <p>②請求手続</p> <p>a 脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した<u>請求書を以て行う</u>こと。</p> <p>イ 氏名、性別、住所、<u>生</u></p>			<p>b 当該請求した日における個人別管理資産の額として、以下のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除して得た額が一万五千元以下であること。</p> <p>イ 脱退一時金の支給を請求した日（以下「請求日」という。）が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額</p> <p>ロ～ニ（略）</p> <p>c 企業型年金加入者資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと。</p> <p>②請求手続</p> <p>a 脱退一時金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載するものであること。</p> <p>イ 氏名、性別、住所及び</p>	
--	---	--	--	---	--

	<p>年月日及び基礎年金 番号 ロ（略） b（略） c 支給要件の判定に当たっ ては、以下の手順を経る こと。 ○脱退一時金の支給の請求 を受けた企業型記録関連 運営管理機関等は、当該 企業型記録関連運営管理 機関等以外の記録関連運 営管理機関等に対し、必 要に応じて、次に掲げる 事項を内容とする当該脱 退一時金の裁定に必要な 記録の提供を求めらるこ と。 ＜当該請求者に係る記録関 連業務を行う企業型記録 関連運営管理機関等に対 して＞ ・施行規則第69条の2第 4項第1号に掲げる事項 ＜個人型記録関連運営管理 機関に対して＞</p>			<p>生年月日 ロ（略） b（略）</p>	
--	--	--	--	------------------------------------	--

	<p>・施行規則第69条の2第4項第2号に掲げる事項</p> <p>○記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関に対し、求められた記録を提供するものとする。</p> <p>③（略）</p> <p>④通算加入者等期間</p> <p>○脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び第54条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金</p>			<p>③（略）</p> <p>④通算加入者等期間</p> <p>脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、法第33条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。</p>	
--	---	--	--	---	--

	<p>加入者期間（その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指図者期間は、法第33条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の通算加入者等期間に算入しない。</p> <p>○法附則第2条の2第1項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、2以上の個人別管理資産を有する者については、法附則第2条の2第4項の規定による通算加入者等期間に算入しない期間は、同条第2項の規定により支給を受けた前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間及び個人型年金</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>10. ～11. (略)</p> <p>12. その他政令で定める事項</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項</p>	<p><u>加入者期間及び個人型年金運用指図者期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・通算加入者等期間に算入する期間は以下にあげる期間のうち、資産の移換の対象となった期間とすること。 <p>(60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金からの移換の場合 当該厚生年金基金の加入員であった期間(当該厚生年金基金の給付の算定において、当該厚生年金基金の加入員となる前の期間を算入する場合は当該期間を含む。) ・確定給付企業年金からの移換の場 	<p>10. ～11. (略)</p> <p>12. その他政令で定める事項</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 厚生年金基金、確定給付企業年金、退職金共済又は退職手当制度に係る資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・通算加入者等期間に算入する期間は以下にあげる期間のうち、資産の移換の対象となった期間とすること。 <p>(60歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金からの移換の場合 当該厚生年金基金の加入員であった期間(当該厚生年金基金の給付の算定において、当該厚生年金基金の加入員となる前の期間を算入する場合は当該期間を含む。) ・確定給付企業年金からの移換の場
---	---	---	---	----------------------------------	---

		<p>合</p> <p>当該確定給付企業年金の加入者であった期間(当該確定給付企業年金の給付の算定において、確定給付企業年金の加入者となる前の期間を算入する場合は当該機関を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金共済からの移換の場合 <p>当該退職金共済の解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間(①特定退職金共済から個人単位で移換した資産、②特退共事業と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産、③解散存続厚生年金基金と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産がある場合における当該資産の算定基礎となった期間(当該資産に係る制度に加入していた期間)のうち、退職金共済と重複して加入していた期間を除いた期間を含む。)</p> ・退職手当制度からの移換の場合 <p>企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間</p> 			<p>場合</p> <p>当該確定給付企業年金の加入者であった期間(当該確定給付企業年金の給付の算定において、確定給付企業年金の加入者となる前の期間を算入する場合は当該機関を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金共済からの移換の場合 <p>当該退職金共済の解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間(①特定退職金共済から個人単位で移換した資産、②特退共事業と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産、③解散存続厚生年金基金と退職金共済に重複加入していた場合に事業主単位で移換された資産がある場合における当該資産の算定基礎となった期間(当該資産に係る制度に加入していた期間)のうち、退職金共済と重複して加入していた期間を除いた期間を含む。)</p> ・退職手当制度からの移換の場合 <p>企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除くこと。また、<u>法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び法54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間（脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により算入された法第73条の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金運用指図者期間は、通算加入者等期間に算入しないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) 			<p>ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略)
--	--	---	--	--	---

<p>カ. 脱退一時金相当額等 (厚生年金基金及び確定給付企業年金の脱退一時金相当額並びに企業年金連合会の年金給付等積立金若しくは積立金)の移換に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) <p>・(略)</p> <p>・ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除くこと。<u>また、法附則第2条の2又は法附則第3条の規定による脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第54条第2項及び法第54条の2第2項の規定により法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)</u>及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加</p>	<p>カ. 脱退一時金相当額等 (厚生年金基金及び確定給付企業年金の脱退一時金相当額並びに企業年金連合会の年金給付等積立金若しくは積立金)の移換に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) ・(略) <p>・(略)</p> <p>・ただし、既に企業型年金の加入者として通算加入者等期間に算入されている期間及び過去に資産の移換を行って通算加入者等期間に算入した期間を除くこと。</p>
---	--	--	---	--	--

	<p>・(略)</p> <p>その他の事項について</p> <p>(1) 実施事業所(法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。)に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>(当該第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。)は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としな</p>	<p>入者期間(脱退一時金の支給を受けた月の前月までに法第74条の2第2項の規定により算入された法第73条の規定により準用する法第33条第1項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金運用指図者期間は、<u>通算加入者等期間</u>に算入しない。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>		<p>・(略)</p> <p>その他の事項について</p> <p>(1) 実施事業所(法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。)に使用される<u>被用者年金保険被保険者等</u>(当該被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格を有する者に限る。)は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としな</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	--	---	--	--	-----------------------

	(2)～(9) (略)	(略)		(2)～(9) (略)	(略)
<p>(別紙)</p> <p>企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容</p> <p>(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。</p> <p>なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつつ対処すること。</p> <p>① 「一定の職種」 「一定の職種」(注参照)に属する従業員(企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される<u>第一号等厚生年金被保険者</u>をいう。以下同じ)のみ企業型年金加入者とする事。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 企業型年金加入者とする事について「一定の資格」を定める場合には、基本的には、 ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金(加算部分)、確定給付企業年金又は退職手当制度(退職手当金前払い制度を含む。)が適用されていること</p> <p>イ (略)</p> <p>(略)</p>			<p>(別紙)</p> <p>企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容</p> <p>(1) 法第3条第3項第6号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。</p> <p>なお、次の①から④に掲げる資格以外のものを定めることについて合理的な理由があり、特定の者に不当に差別的な取扱いとならない場合があり得ることから、こうした定めについて規定された企業型年金に係る規約について承認申請があった場合には、当該企業型年金を実施する事業主から文書を提出させ、こうした定めを規定することとした理由等を十分に確認した上で、本省に事前に相談しつつ対処すること。</p> <p>① 「一定の職種」 「一定の職種」(注参照)に属する従業員(企業型年金を実施する厚生年金適用事業所に使用される<u>厚生年金保険の被保険者</u>をいう。以下同じ)のみ企業型年金加入者とする事。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 企業型年金加入者とする事について「一定の資格」を定める場合には、基本的には、 ア 上記(1)の①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、厚生年金基金(加算部分)、確定給付企業年金、<u>適格退職年金</u>又は退職手当制度(退職手当金前払い制度を含む。)が適用されていること</p> <p>イ (略)</p> <p>(略)</p>		

(別紙2)

新	旧
<p>(企業型年金規約承認申請書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金規約承認申請書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 企業型年金規約2. 労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書3. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書4. 確定拠出年金運営管理機関委託仮契約書の写し5. 資産管理仮契約書の写し6. 就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し7. 加入者に一定の資格を定める場合は、退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類8. その他必要な書類	<p>(企業型年金規約承認申請書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金規約承認申請書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第3条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 企業型年金規約2. 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書3. 労働組合の現況または厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書4. 確定拠出年金運営管理機関委託仮契約書の写し5. 資産管理仮契約書の写し6. 就業規則(または労働協約)及び給与規程(または退職金規程)の写し7. 加入者に一定の資格を定める場合は、退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約及び退職手当制度の適用範囲を証する書類8. その他必要な書類

別紙 1

実施事業所一覽

[規約名:]

実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ	
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有	
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ	
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有	
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ	
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有	
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	個人型年金	加入資格 年齢引上げ	
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有	1 無 2 有	

- (注1) 厚=厚生年金基金、確=確定給付企業年金、中=中小企業退職金共済、私=私立学校教職員共済、退=退職手当制度、石=石炭鉱業年金基金
 (注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。
 (注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。
 (注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
 (注5) 「個人型年金」欄は、企業型年金加入者が個人型年金に加入可能とする規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
 (注6) 「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

別紙 1

実施事業所一覽

[規約名:]

実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	加入資格 年齢引上げ		
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有		
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	加入資格 年齢引上げ		
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有		
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	加入資格 年齢引上げ		
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有		
実施事業所名称		所在地					
事業主名称		住所					
業 態	従業員数	他の企業年金制度	資産移換制度	従業員拠出	加入資格 年齢引上げ		
		1 無 2 有(厚・確・私・石)	1 無 2 有(厚・確・中・退)	1 無 2 有	1 無 2 有		

- (注1) 厚=厚生年金基金、確=確定給付企業年金、中=中小企業退職金共済、私=私立学校教職員共済、退=退職手当制度、石=石炭鉱業年金基金
 (注2) 「他の企業年金制度」欄は、当該事業所の確定拠出年金加入者が他の企業年金制度に加入している場合は、その制度に○印を付すこと。
 (注3) 「資産移換制度」欄は、当該事業所が他の企業年金制度等から資産移換している場合は、その制度に○印を付すこと。
 (注4) 「従業員拠出」欄は、企業型年金加入者による掛金の拠出制度の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。
 (注5) 「加入資格年齢引上げ」欄は、加入資格年齢を60歳以上に引上げる規約の実施の有無について、いずれかに○印を付すこと。

(別紙3)

新	旧
<p>(企業型年金規約変更承認申請書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金規約変更承認申請書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第5条の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 規約の一部を変更する規約2. 規約変更理由書3. 新旧対照条文4. 変更についての労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書5. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書6. その他必要な書類	<p>(企業型年金規約変更承認申請書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金規約変更承認申請書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第5条の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 規約の一部を変更する規約2. 規約変更理由書3. 新旧対照条文4. 変更についての労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書5. 労働組合の現況または厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書6. その他必要な書類

(別紙5)

新	旧
<p>(企業型年金規約変更届出書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金規約変更届出書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第6条の規定に基づき、下記関係書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 規約の一部を変更する規約2. 規約変更理由書3. 新旧対照条文4. 変更についての労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書(必要がある場合)5. 労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書(必要がある場合)6. その他必要な書類	<p>(企業型年金規約変更届出書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金規約変更届出書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第6条の規定に基づき、下記関係書類を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 規約の一部を変更する規約2. 規約変更理由書3. 新旧対照条文4. 変更についての労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書(必要がある場合)5. 労働組合の現況または厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書(必要がある場合)6. その他必要な書類

(別紙6)

新	旧
<p>(企業型年金終了承認申請書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金終了承認申請書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第46条の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 終了理由書2. 終了についての労働組合の同意書 (又は、<u>第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書</u>)3. 労働組合の現況証明書 (又は、<u>第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者であることの証明書</u>)	<p>(企業型年金終了承認申請書)</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 事業所名称 事業主名称 印</p> <p style="text-align: center;">〇〇企業型年金終了承認申請書</p> <p>標記について、確定拠出年金法第46条の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 終了理由書2. 終了についての労働組合の同意書 (または、<u>厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書</u>)3. 労働組合の現況証明書 (または、<u>厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者であることの証明書</u>)

(別紙 7)

新										旧													
添付書類（承認）										添付書類（承認）													
添付書類	規約の承認			規約の変更（承認）							企業型年金の終了	添付書類	規約の承認			規約の変更（承認）							企業型年金の終了
	加入者に一定の資格を定める場合	他の制度からの資格移換を伴う場合	その他	事業所（注2）の増加（事業所の名称のみを追加する場合を除く）	確定拠出年金運営管理機関との委託契約に係る規約の変更	資産管理規約の変更	就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職規程）の内容の変更	加入者に一定の資格を定める場合で、厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の変更に伴う場合	他の制度からの資格移換を伴う場合	その他			加入者に一定の資格を定める場合	他の制度からの資格移換を伴う場合	その他	実施事業所の増加の場合	確定拠出年金運営管理機関との委託契約に係る規約の変更	資産管理規約の変更	就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職規程）の内容の変更	加入者に一定の資格を定める場合で、厚生年金基金、確定給付企業年金及び退職手当制度が適用される者の変更に伴う場合	他の制度からの資格移換を伴う場合	その他	
企業型年金規約（案）	○	○	○										○	○	○								
労働組合又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
確定拠出年金運営管理機関委託契約書（案）の写し	○	○	○	○								△											
労使合意に至るまでの労使協議の経緯	○	○	○	○								○									○		
運営管理機関の選任理由書	○	○	○		△							△			△								
資産管理契約書（案）の写し	○	○	○	○								△			○								
就業規則（又は労働協約）及び給与規程（又は退職金規程）の写し（注1）	△	△	△	△			○	△		△	△	△	△	△	△	○	△						
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	○	○	○	○								△			○								
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を証する書類	○			△				○				△			△		○						
移換の対象となる制度の規約、規程等		△		△					△		△		△							△			
中小企業者でなくなったことの届の写し		△		△					△		△		△							△			
規約の一部を変更する規約（案）				○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
規約変更理由書				○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
新旧対照条文				○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○		
増加する事業所の労働組合又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書				○									○										
増加する事業所の労働組合の現況又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書				○									○										
終了の理由書																					○		

○=必ず添付、△=必要に応じて添付

〔注1〕就業規則等の添付書類については、承認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合においては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。次頁に同じ。

〔注2〕船舶を含む。以下この頁及び次頁において同じ。

○=必ず添付、△=必要に応じて添付

〔注〕就業規則等の添付書類については、承認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合においては、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。

新

旧

添付書類 (届出)		規約変更の届出																	規約の失効		
		事業主の変更				事業所の変更				運営管理機関の変更		資産管理機関の変更			資産運用の基礎的な資料の提供方法の変更	支払子定期預金及び支払戻金の種類の変更	事務費の額又は割合の変更(加入者等が負担する事務費の額又は割合の増加に係る変更を除く。)	条項等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない変更		法令の改正に伴う変更(事業主掛金及び加入者掛金の額に係るものうち実質的な変更を伴うものを除く。)	
		事業主の減少の場合	名称の変更	住所の変更	事業所の減少の場合	名称の変更	住所の変更	名称の変更	住所の変更	名称の変更	住所の変更	名称の変更	住所の変更	名称の変更							住所の変更
労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	△	△			△	△						○			○	○	○	○	○		
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	△	△			△	△						○			○	○	○	○	○		
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し	□				△									△		△					
労使合意に至るまでの労使協議の記録	□				□													△			
資産管理契約書の写し	□				△							△									
就業規則(又は労働協約)及び給与規程(又は退職金規程)の写し					△														△		
登記事項証明書	▲	▲	▲	▲																	▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等			▲			△			○												
住居表示の変更内容が分かる書類				▲			△			△											
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	▲																				
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類		▲				△															▲
退職金規程、厚生年金基金規約、確定給付企業年金規約その他で退職手当制度の範囲を定める書類						△															
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
増加する事業所の労働組合又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	○				○																
増加する事業所の労働組合の現況又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	□				□																

○=必ず添付、△=必要に応じて添付、▲=いずれかを添付

添付書類 (届出)		規約変更の届出																	規約の失効		
		事業主の変更				事業所の変更				運営管理機関の変更		資産管理機関の変更			資産運用の基礎的な資料の提供方法の変更	支払子定期預金及び支払戻金の種類の変更	事務費の額又は割合の変更(加入者等が負担する事務費の額又は割合の増加に係る変更を除く。)	条項等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない変更		法令の改正に伴う変更(事業主掛金及び加入者掛金の額に係るものうち実質的な変更を伴うものを除く。)	
		事業主の減少の場合	名称の変更	住所の変更	事業所の減少の場合	名称の変更	住所の変更	名称の変更	住所の変更	名称の変更	住所の変更	名称の変更	住所の変更	名称の変更							住所の変更
労働組合または厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意書	△				△							○			○	○	○	○	○		
労働組合の現況に関する事業主及び労働組合の代表者の証明書または厚生年金被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	△				△							○			○	○	○	○	○		
確定拠出年金運営管理機関委託契約書の写し														△		△					
資産管理契約書の写し												△									
登記事項証明書	▲	▲	▲																		▲
名称変更に係る決議議事録、対外的公表資料等		▲				△			○												
住居表示の変更内容が分かる書類				▲			△			△											
厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主でなくなったことが分かる書類	▲																				▲
就業規則(または労働協約)及び給与規程(または退職金規程)の写し(注)																					△
規約の一部を変更する規約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
規約変更理由書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新旧対照条文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○=必ず添付、△=必要に応じて添付、▲=いずれかを添付

(注) 就業規則等の添付書類については、変更内容の確認に必要な部分が添付されればよいこととし、また、2以上の厚生年金適用事業所で実施する企業型年金において、実施事業所間で当該就業規則等の内容に全く相違がない場合には、その旨を記載した書類を添付した上で、当該就業規則等の写しの一部を省略できることとする。